

## 栃木県カーボンニュートラル実現条例の概要

環境森林部気候変動対策課

### 1 条例制定の背景

近年、世界各地において、気象災害の激甚化など、地球温暖化に起因するとされる気候変動の影響が顕在化しており、本県においても、台風、豪雨等による水害や土砂災害が発生し、県民生活に深刻な被害が生じています。

こうした気候変動の影響を最小化するため、我が国を含む世界各国が、21世紀後半に人為的な発生源による温室効果ガスの排出量と森林等による温室効果ガスの吸収量との間の均衡、いわゆるカーボンニュートラルの実現を目指して取組を進める中で、本県は、持続可能で活力ある本県の経済社会を構築するとともに、将来にわたり県民の生命及び財産を守るため、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。

2050年までのカーボンニュートラルの実現のためには、ものづくり県として発展した本県の特性及び本県の豊かな地域資源を生かしながら、事業者、県民といったあらゆる主体の理解と共感を得ながら、目標達成に向けた展望を共有し、県を挙げて取組を進めていくことが必要です。

ここに、私たちは、あらゆる主体が一体となって、環境の保全と経済社会の持続的な発展を図り、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて力強く取り組むことを決意し、この条例を制定します。

### 2 条例の目的

この条例は、カーボンニュートラルの実現に関する施策及び取組に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、カーボンニュートラルの実現に関する施策及び取組の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化の防止及び持続可能で活力ある本県の経済社会の構築を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。

### 3 主な内容

- (1) 県、事業者及び県民の責務、市町村及び国との連携等について規定します。
- (2) 2050年までのカーボンニュートラルの実現のために必要な取組等に関する基本的な指針を定めることについて規定します。
- (3) カーボンニュートラルの実現に関して県が実施する施策及び率先して行う取組について規定します。
- (4) カーボンニュートラルの実現に関して事業者及び県民が行う取組について規定します。

### 4 施行期日

令和5年4月1日